

海外功労賞に関する内規

2013年3月23日制定

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条第1項第8号に基づき、麻酔関連業務に従事し、麻酔科学分野において国際的な学術協力と交流に貢献した海外に居住する非会員の個人を表彰するために必要な事項を定める。

(資格)

第2条 海外功労賞(Overseas Honorary Award)を受賞することができる者は、麻酔科学分野において国際的な学術協力と交流に貢献した、海外の非会員の個人で、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 本会の国際交流上重要な麻酔科学の研究者
- (2) 本会において講演等の実績がある者
- (3) 本会会員の臨床および研究指導等にも実績がある者

(推薦)

第3条 この法人の理事は、海外功労賞の候補者を推薦することができる。
2 前項の推薦を行う者は、所定の推薦書を理事会に提出する。

(選考)

第4条 海外功労賞の選考は、前条の推薦に基づき理事会で行い、決定する。

(表彰)

第5条 理事長は、受賞者の氏名及び業績を公表する。
2 理事長は、通常総会で、その年の受賞者を表彰し、表彰状および記念品を授与し、その功労を讃えるものとする。

(内規の変更)

第6条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2013年2月1日から施行する。